

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営 に関する法律等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案要綱

第一 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正（第4条関係）

- 一 「国有林野事業」の定義を改め、この法律において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営に関する法律第2条第2項に規定する国有林野事業をいうこと。
- 二 「特定独立行政法人等」の定義を改め、この法律において「特定独立行政法人等」とは、特定独立行政法人及び国有林野事業を行う国の行政機関をいうこと。
- 三 「職員」の定義を改め、国有林野事業に従事する一般職に属する国家公務員を職員とすること。
- 四 一から三までの改正に伴い、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の規定について所要の整理を行うこと。

第二 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する 特例法の一部改正（第5条関係）

- 一 題名を「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法」に改めること。
- 二 国有林野事業を一般会計の事業とすることに伴い、「国有林野事業を行う国の経営する企業」の定義を「国有林野事業」の定義に改めること。
- 三 「職員」の定義を改め、この法律において「職員」とは、国有林野事業に従事する一般職の国家公務員（管理又は監督の地位にある者のうち政令で定める官職にあるものを除く。）をいうこと。
- 四 一から三までの改正に伴い、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の規定について所要の整理を行うこと。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。